印鑑登録する時の持ち物

○　本人が登録に来る場合

<table>
<tr><td rowspan="2">運転免許証・マイナンバーカード
パスポート等、官公署発行の顔写真
付き身分証明書を持っている</td><td colspan="2">運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、
官公署発行の顔写真付き身分証明書を持っていない</td></tr>
<tr><td>島田市に印鑑登録している方が保証人になれる</td><td>島田市に印鑑登録している方が保証人になれない
※2回窓口に来ていただくことになります</td></tr>
<tr><td>● 登録する印鑑

● 本人確認書類
※官公署発行の顔写真付き
身分証明書</td><td>● 登録する印鑑

● 本人確認書類
※健康保険等の資格確認書・年金手帳等（1点でよい）

● 保証書
※保証書は全て保証人の方がご記入になり、
登録印を押してください
※保証人の方が窓口に来ていただく必要は
ありません</td><td>≪　1回目　≫

● 登録する印鑑
※申請者の本人確認及び意思確認のため
本人住民登録地に「印鑑の登録に関する照会書」
を郵送します

≪　2回目　≫・・・1回目の申請から30日以内に

● 印鑑の登録に関する照会書（必要事項を記入したもの）

● 登録する印鑑

● 登録者の本人確認書類
※健康保険の資格確認書・年金手帳等（1点でよい）</td></tr>
<tr><td colspan="2">即日登録できます</td><td>即日登録できません</td></tr>
</table>

● 登録できない印鑑

（1） 職業・資格その他氏名または通称以外の事項を表しているもの
（2） ゴム印その他印形の変化しやすいもの
（3） 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないもの
（4） 欠けているものや文字がはっきりしていない印鑑
（5） 店頭で売っている既製品の印鑑（俗に三文判といわれるもの）
（6） 他の人が登録している印鑑

● 受付時間（土・日・祝日を除く）

島田市役所：午前9時00分から午後4時30分まで
金谷支所：午前9時00分から午後4時30分まで
川根支所：午前9時00分から午後4時30分まで